

和光市 かしこい消費生活 カレンダー 2025



日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31		12月から 使えます	2024年 12月	

和光市消費生活センター 消費者ホットライン ☎ 188 (イヤヤ)

☎ 048-424-9116

和光市消費生活センターは、市役所 6 階にあり、市民が商品やサービスを買ったときのトラブル（販売方法、契約内容、品質）について相談を受け、問題解決のための助言やあっせん、情報提供等を行います。

月～金曜日（祝日・年末年始を除く）
9時30分～12時 13時～16時

日	月	火	水	木	金	土
			1 元日	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13 成人の日	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	



定期購入？粗悪品？

通信販売のトラブル多数！

- ①動画広告を見て定期購入しばかりなしの美容クリームを500円で申し込んだら2週間後に2回目が2個届き代金2万円だった。業者に電話をしてもつながらず困った。
- ②SNS広告を見て、時計を注文したが、届いたのは、おもちゃのような安っぽい粗悪品だった。業者に苦情を伝え返品返金しようとしても、連絡がつかない。

- 通信販売にはクーリング・オフがありません。
- 業者が示す解約や返品ルールに従うのが原則です。
- 「解約は電話でしか受けない」のに電話がつかない業者が多数あります。
- 契約前に、業者の評判を口コミ等で調べましょう。
- 広告とは異なる、粗悪品が届く事例も急増中です。
- 商品未着でカード情報や個人情報を詐取する詐欺サイトも多数あります。



- 契約するときは、必ず注文確認画面のスクリーンショットを撮り、保存しておきましょう。
- 返品ルールが消費者に不利な業者とは契約しないようにしましょう。
- 前払いの銀行口座振込先名義がサイトと無関係の個人名義の場合は、入金してはいけません。
- 詐欺サイト被害のあとで、電子マネーで返金すると嘘を言って、逆に振り込みをさせる詐欺があります。
- 契約前に（一財）日本サイバー犯罪対策センター（JC3）が連携するサイト、【SAGICHECK】で販売会社を調べましょう。

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11 建国記念の日	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23 天皇誕生日	24 振替休日	25	26	27	28	

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20 <small>春分の日</small>	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

大手企業、銀行、警察、役所をかたる 偽通知にだまされない！



偽通知の例としては、以下があります。

- ①【未納料金があるのでアカウント停止する】【そしょう訴訟になる】
【財産を差し押さえる】という偽メール・偽電話・偽ハガキや偽封書
- ②【ウィルス感染している】という偽告知
- ③【銀行口座やクレジットカードが無断利用】されたという偽通知
- ④【還付金がある】という詐欺電話

訴訟や差し押さえだけではなく、有名サイトをかたり、アカウント停止を脅し文句にする偽通知が増加中です。

偽通知のリンクを開けたり、書いてある番号に電話をしてはいけません。嘘を言われギフトカードを買わされたり、お金を騙し取られたりします。

他にも「還付金をATM（現金自動預け払い機）で受け取れる」と言われたら100%詐欺です。



- 正しい連絡先が書かれていても、実はリンク先が異なるのが偽メールの手口です。
- 驚くような内容のメールは、リンクをクリックせず、別の方法で真偽を確認しましょう。
- ギフトカードの裏面を削ると出てくる記号番号を伝えると、その価値を詐取されてしまいます。
- 還付金などの詐欺予兆電話を受けたら、すぐに警察に通報しましょう。他者の被害防止につながります。
- トラブルに備えて、キャリア決済やクレジットカードの限度額は低めに設定しておき、利用時通知設定をしましょう。

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29 <small>昭和の日</small>	30			

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3 憲法記念日
4 みどりの日	5 こどもの日	6 振替休日	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

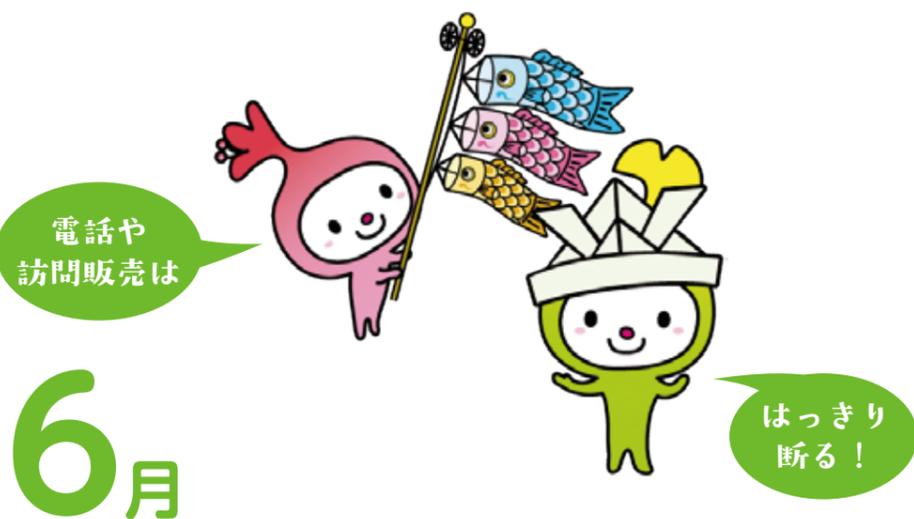
電話勧誘販売や訪問販売は、 即日契約をしないで調べる！

訪問販売や電話勧誘販売は特定商取引法で、「再勧誘の禁止」が決められています。消費者が、「いいえ」「契約しません」とハッキリ断ったあとに勧誘を続けるのは違法です。

「近所で工事をしていたら、お宅の屋根が壊れているのが見えた」とか、「投資マンションを買うと節税になる」と勧誘されても、即日契約はせず、**事実確認**や**信憑性を調査**しましょう。

要注意業者とは、

- 「いいえ」とハッキリ断っても勧誘を続ける業者。
- 「このままでは大変なことになる」と根拠のない不安をあおる業者。
- 「安いのは今だけ」と言って、考える時間を与えず契約を急がせる業者。



覚えておきたい

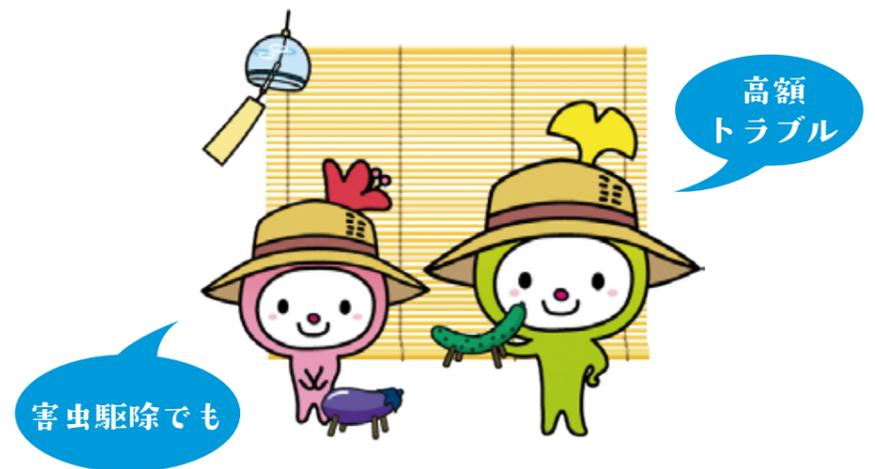
- 路上で声をかけて勧誘するキャッチセールスや目的を明らかにせずに呼び出して勧誘するアポイントメントセールスも法律的には訪問販売の一種です。
- 他社の見積りと比較したり、冷静に考える時間を持ちましょう。
- 断っても帰らない訪問業者がいるときは、警察へ連絡をしましょう。
- 不意打ち的な契約は、クーリング・オフ（法定の無条件解除）ができる場合があります。
- 電話は常に留守録にして、不明な番号や自動音声の電話には、応答しないのが賢明です。

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21 海の日	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

電気・ガス・光回線・修理や駆除のトラブル多発中！

- ①携帯電話の操作を聞きに行った店で、安くなるからと電気、クレジットカード、ネット銀行口座を契約したが、少しも安くなっていない。
- ②光回線を契約中の会社だと思って点検を受けたら、別の会社と新規契約になり、解約したいが違約金が高額で困った。
- ③賃貸マンションのトイレが詰まり、安価な料金表示をしていた業者に依頼したが、作業後に高額請求を受けて困った。



覚えておきたい

8月

- 光回線・プロバイダー契約は初期契約解除があり、他の訪問販売・電話勧誘販売ではクーリング・オフがあり、どちらも契約書類到着日から8日間のみ可能です。
- 大手企業をかたり点検と称して新規契約させたり、無断で契約する悪質業者がいます。契約書などが届いたら、放置せずに確認しましょう。
- 上下水道工事は【市の指定業者リスト】が市HPに掲載されているので、見積もりが有料か無料かを確認のうえ数社から見積もりを取り検討しましょう。
- 見積もりと異なる作業が必要だと言われたときは、その理由と料金を聞きましょう。

- 安価な広告を見て依頼した業者から、思いがけず高額料金を請求されたときは、その場での現金支払いはせずに、後日の口座振込みを希望しましょう。
- 害虫・害獣の防除は、【埼玉県ペストコントロール協会（見積り有料）☎048-854-2890】へ。
アライグマ・スズメバチの巣の駆除は、和光市公式LINE 動物被害等での送信又は市役所環境課☎048-424-9118へ、ご相談ください。

日	月	火	水	木	金	土
3	4	5	6	7	1	2
10	11 山の日	12	13	14	8	9
17	18	19	20	21	15	16
24	25	26	27	28	22	23
31					29	30

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15 敬老の日	16	17	18	19	20
21	22	23 秋分の日	24	25	26	27
28	29	30				



「必ず儲かる」うまい話はない！

霊感商法詐欺

無料の占いサイトに登録をしたら、「悪霊のたたりで稼げない」といわれ、「霊をはらい金運を上げる」ための祈禱を高額契約した。

投資マルチ詐欺

マッチングアプリで知り合った人に必ず儲かるという投資をすすめられ、50万円の借金をして契約した。まったく儲けはなく返済できないと言うと「人を誘うと報酬が出るので、返済のために知人を勧誘するように」と言われ困った。



- 不安や悩みにつけ込み、開運のためと根拠不明の高額契約をさせるのは霊感商法です。
- 儲かるかどうか不確実な取引を「必ず儲かる」と勧誘するのは違法です。
- マルチ商法（連鎖販売取引）は特定商取引法により、契約前に説明がないと違法です。
- 稼ぎを得る前に費用を支払う契約には特定商取引法の「業務提供誘引販売取引」の規定により、契約前に「概要書面」、契約後に「契約書面」の交付が必須です。
- 外国カジノや無登録暗号資産（仮想通貨）投資では、架空の利益を現金化するためと嘘を言い、繰り返し出資を求める手口があります。
- お金を払う前に、業者の登記情報や法定登録の有無を確認しましょう。
- すぐに儲かるからと借金をすすめるのは、詐欺業者の手口です。
- 応募していない当選通知はすべて詐欺です。

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13 スポーツの日	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3 文化の日	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14 埼玉県民の日	15
16	17	18	19	20	21	22
23 勤労感謝の日	24 振替休日	25	26	27	28	29
30						

安全なくらしの情報をチェックしよう



- ①リコール情報 健康のためのサプリで健康被害が発生しリコールになっていた。
- ②電化製品の故障 猛暑の頃に、エアコンが故障したので新製品を注文したが、取り付けを待たされて困った。
- ③偽セキュリティ通知 パソコン操作中に有名メーカーをかたる偽通知があり、驚いて連絡をしてしまった。遠隔操作で不要な処置をされ、高額な料金を払わされた。

- 覚えておきたい**
- 健康食品、化粧品などは、思いがけない健康被害が生じるおそれがあります。また、服用中の薬との飲み合わせにも注意が必要です。
 - 子どもがインターネットを利用する場合はフィルタリング（有害サイトアクセス制限）や課金を防ぐ設定にすることが必要です。

①リコール情報とは、製品に品質上の問題があるときに、メーカーから回収・交換、無償修理、無償点検、注意喚起などが広報されることです。消費者庁リコール情報サイトで製品情報をチェックしましょう。

②エアコンや冷蔵庫などは、暑い時期をさけて耐用年数に応じて計画的に買い替えをしましょう。ユーザー登録も有用です。

③セキュリティについての通知が届いたら、IPA（独立行政法人情報処理推進機構）のHP「情報セキュリティ安心相談窓口」を確認しましょう。セキュリティ詐欺の手口やパソコンウイルスに感染してしまった場合の回復方法が掲載されています。

消費 リコール 検索

IPA安心相談窓口

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			



和光市キャラクター
さつきちゃん

知っておきたい!クーリング・オフ

和光市イメージキャラクター
わこうっち



クーリング・オフとは?

英語で「頭を冷やす」という意味であり、**不意打ち的な要素**のある訪問販売や電話勧誘販売など**法律で定めた特定の契約**について、一定期間内であれば、**書面**や**電磁的記録**で業者に通知することにより、無条件で解除できる制度です。

通常の店舗購入や通信販売には、法によるクーリング・オフはありません。

書面か電磁的記録で通知

2022年6月1日から、電子メール、業者サイトのクーリング・オフ用フォーム、FAXなどの電磁的記録でもクーリング・オフができるようになりました。通知後は、送信したメールやフォーム等をスクリーンショット撮影して**保存**しましょう。

クーリング・オフの要件

- 法定書面受取日からの期間内である。
- 現金取引の場合は、3000円以上。
- 化粧品や健康食品など、指定消耗品を開封したり使用していない。
- 営業目的の契約ではない。
- 葬儀、乗用自動車などの適用除外サービスや商品ではない。

【特定商取引法によるクーリング・オフの規定と期間】

訪問販売	店舗以外での契約、キャッチセールス、アポイントメントセールス、催眠商法	法定書面受取日から8日間
電話勧誘販売	※契約書面の交付義務あり	
特定継続的役務提供	エステティックサロン、美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービスのうち、契約金額が5万円を超え、かつ2か月（エステ、美容医療は1か月）以上の間継続してサービスが提供されるもの	
訪問購入	自宅での物品買い取り（ただし自動車、大型家電、家具、書籍、有価証券、CD・DVD等を除く）	法定書面受取日（商品引き渡し日）から20日間
連鎖販売取引	マルチ商法（個人を商品やサービスの販売員として勧誘し、販売組織を連鎖的に拡大する商法）	
業務提供誘引販売取引	特定負担を伴い、物品の販売又は役務の提供により利益を得られると勧誘されるもの（在宅ワーク、内職商法、モニター商法）	法定書面受取日から20日間
通信販売	※ 法律によるクーリング・オフはなし	
【特定商取引法以外の法や業界ルールによるクーリング・オフ】個別クレジット契約、生命・損害保険契約、宅地建物取引、預託等取引契約、投資顧問契約、不動産特定共同事業契約、ゴルフ会員権契約、冠婚葬祭互助会契約		

クーリング・オフの手続方法

- 法定書面を受け取った日を含めて**8日以内**（内職商法、マルチ商法などは20日以内）に、書面（ハガキ）か電磁的記録で事業者へ、契約を解除すると**通知**します。
- 通知内容は、①契約年月日、②契約商品・サービス名、③契約金額、④事業者名、⑤契約解除の意向、⑥通知日時、⑦契約者の住所氏名です。
- 書面の場合、消印がクーリング・オフ期間内であれば有効なので、業者に届くのが期間後でもかまいません。
- ハガキ・電磁的記録のどちらも、クレジット契約を伴う場合は信販会社にも通知をしてください。
- 電磁的記録で通知したときは、期限内に**通知した証拠が重要**です。内容と日時をスクリーンショット等で5年間保存しましょう。
- クーリング・オフ期間が過ぎていても、解約できる場合があります。

詳しくは、和光市消費生活センター ☎ 048-424-9116 に、お問い合わせください。

クーリング・オフをするとどうなるの？

- 支払った金額は、全額返金されます。受け取った商品は、業者の負担で引き取ってもらえます。
- 工事が着工された後でも、無料で元の状態に戻すよう業者に請求できます。
- 違約金や損害賠償金を支払う必要はありません。

クーリング・オフ通知ハガキの書き方と送付方法

- 必要事項を記載したハガキの両面をコピーもしくは撮影し、郵便局から簡易書留郵便か**特定記録郵便**で送ります。
- **クレジット契約**をした場合は、必ず**信販会社**にも「契約を解除する」旨を通知します。
- 契約書やクーリング・オフ通知などの関係書類は、**5年間保管**してください。

事業者への通知例

通知書

契約年月日 ○○年○月○日
商品名 ○○○○
契約金額 ○○○○円
事業者名 ○○株式会社
○○営業所
担当者○○○氏

上記契約は解除します。
なお、支払い済みの○○円を返金し、
商品をお引き取りください。

○○年○月○日
○○市○○町○○番地
氏名○○○○

(ウラ)

特定記録郵便

○○市○○町○○番地
○○株式会社
代表者 様

(オモテ)

信販会社への通知例

通知書

契約年月日 ○○年○月○日
商品名 ○○○○
契約金額 ○○○○円
事業者名 ○○株式会社
○○営業所

上記契約は解除します。

○○年○月○日
○○市○○町○○番地
氏名○○○○

(ウラ)

特定記録郵便

○○市○○町○○番地
○○信販株式会社
御中

(オモテ)

和光市消費生活センター

☎048-424-9116 消費者ホットライン☎188 (イヤヤ)

月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9時30分～12時 13時～16時

便利な連絡先一覧

和光市役所 代表 048-464-1111

和光市粗大ごみ有料収集 048-461-1577

朝霞警察署 048-465-0110

けいさつ総合相談センター
#9110 又は 048-822-9110

朝霞保健所 048-461-0468

埼玉県救急電話相談 #7119 24時間

埼玉県医療安全相談窓口 048-830-3541

埼玉県こころの電話
048-723-1447 平日9時～17時

朝霞地区シルバー人材センター和光事務所
048-465-0098

高齢者福祉センター (ゆうゆう)
048-452-7106

新倉高齢者福祉センター (歩楽里)
048-465-3800

児童相談所虐待対応ダイヤル 189 (いちはやく)

食の安全ダイヤル (内閣府食品安全委員会)
03-6234-1177

平日10時～12時 13時30分～17時

消費者の部屋 (農林水産省)
03-3591-6529 平日10時～17時

リコール情報 (消費者庁)
<https://www.recall.caa.go.jp>

総務省による国・地方共通相談チャットボット
Govbot (ガボット) もご利用ください



2026年 (令和8年)

1月						
			1	2	3	
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

2月						
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

3月						
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

地域包括支援センター

高齢者やご家族、地域住民からの介護・福祉に関する相談・生活相談などの対応を行ったり、介護予防事業のマネジメント、高齢者虐待の防止や成年後見制度の権利擁護への取組などを行っている高齢者のための地域の窓口です。



- **和光市北地域包括支援センター【北エリア】** 住所：新倉2-5-12
連絡先：電話 048-458-5120 FAX 048-458-5121
担当地区：大字新倉、新倉1～8丁目、下新倉1丁目
- **和光市北第二地域包括支援センター【北エリア】** 住所：下新倉5-10-70
連絡先：電話 048-450-0591 FAX 048-450-0592
担当地区：大字下新倉、下新倉2～6丁目、白子2丁目15～22番、白子3・4丁目
- **和光市中央地域包括支援センター【中央エリア】** 住所：本町15-35 2階
連絡先：電話 048-475-9016 FAX 048-468-3770 担当地区：本町 (全域)
- **和光市中央第二地域包括支援センター【中央エリア】** 住所：丸山台2-20-15
連絡先：電話 048-468-2312 FAX 048-468-2315
担当地区：中央1・2丁目、西大和団地、広沢1・3・4番、丸山台1～3丁目、白子2丁目24番の一部
- **和光市南地域包括支援センター【南エリア】** 住所：南1-23-1 (和光市総合福祉会館内)
連絡先：電話 048-450-2500 FAX 048-450-2501
担当地区：白子1丁目、白子2丁目1～14番・23番・24番・25～28番、諏訪、諏訪原団地、広沢2番、南1・2丁目